

ひかり補償 (S) お見舞金内容と申請時必要書類

2015/6/1

対象端末	対象期間 ※端末購入日から	お見舞金額			お見舞金請求に必要なもの	利用回数制限
		修理可能な場合	修理不能な場合	水濡れ・水没の		
ノートPC	5年	最大 50,000円	再購入額の50%かつ 最大 25,000円	最大 10,000円	■修理可能な場合（一部故障） ①当社指定の事故状況説明書兼お見舞金請求書 ②メーカー保証書、携帯契約書 など 対象機器の購入日が分かる書面 ③修理に際してメーカー・店舗等が発行したリペアレポートなど、一部故障を証明できる書面 ④修理費用がわかる領収書 ⑤損害状況・損害品の写真 ■修理不能な場合（全損） ①当社指定の事故状況説明書兼お見舞金請求書 ②メーカー保証書、携帯契約書 など 対象機器の購入日が分かる書面 ③修理に関するメーカーの発行するリペアレポートなど、対象端末が修理不可であることを証明できる書面 ④新規購入した費用がわかる領収書 ⑤対象端末に代わる端末（対象端末と同種の機器）を新規購入をしたことが証明できる書面 （メーカー保証書・携帯契約書 等）	いずれか二のお見舞金 年2回まで ※ただし、同一端末は 年1回まで
スマートフォン	3年					
タブレット						
スマートウォッチ						
モバイル音楽プレーヤー						
携帯ゲーム機						
モバイルルーター						

〈対象端末〉

※初回求償後、対象端末の登録を行います。2回目以降の求償は対象端末のみ求償の対象端末とします。

※一度対象端末が特定された後、対象期間を超過した場合は、対象端末の登録は解除され、新たに対象端末の登録を行えるものとします。

※日本国内で販売されたメーカー純正品が補償対象です。（携帯電話通信会社で販売した製品・日本法人を設立しているメーカーの純正製品を含む） □

〈対象期間〉

※対象期間は、端末購入日から起算し上記期間をお見舞金のお支払い対象期間とします。ただしサービス申込日より1年（起算日は利用開始日）以前に購入した端末は対象外とします。 □

〈お見舞金額〉

※修理可能とは、メーカー等での修理・交換対応が可能な場合です。この場合、修理・交換費用を上記金額を最大としてお見舞金をお支払致します。

※修理不能とは、メーカーでの修理が不可能なため、同等品を購入した場合です。この場合、再購入費用の50%を、上記金額を最大としてお見舞金をお支払致します。